

令和6年7月24日（水）

13:00～15:00

庁舎1階多目的ホール

与論町議会議員選挙立候補予定者説明会

会 次 第

1 開 会

与論町選挙管理委員会委員長

2 説明事項

- (1) 与論町議会議員選挙の日程等について（選管事務局）
- (2) 与論幹部派出所より選挙運動等に係る注意事項等について
- (3) 選挙運動用通常葉書の取扱いについて（郵便局）
- (4) 候補者の心得、立候補届出受付、届出書類、選挙公営等について
（選管事務局）

3 質 疑

4 閉 会

与論町明るい選挙推進協議会会長

与論町議会議員選挙の日程等について

- (1) 立候補予定者説明会 令和6年7月24日(水) 13:00~15:00
- (2) 立候補書類事前審査 令和6年8月9日(金) 9:00~17:15
与論町役場1階多目的ホール
- (3) 選挙期日 令和6年8月25日(日)
- (4) 告示日 令和6年8月20日(火)
- (5) 立候補届出期間及び時間 令和6年8月20日(火) 8:30~17:00
- (6) 立候補届出受付場所 与論町役場1階多目的ホール
- (7) 受付開始時間における受付順番について
受付開始時間までに同着の場合くじにて受付順を決定
- (8) 立候補届出の順番 受付順番により受付を進めますが、書類不備の場合、最終の受付順の後に繰り下げることとします。
- (9) 氏名掲示掲載順番のくじの実施について
8月20日(火) 17:00~
与論町選挙管理委員会において実施
- (10) 選挙運動ができる期間 令和6年8月20日(火)~8月24日(土)
※ただし、20日は立候補届出受理後。
- (11) 投票所
第1投票所 茶花小学校体育館
第2投票所 与論小学校体育館
第3投票所 那間小学校体育館
- (12) 投票所開所時間 7:00~18:00
- (13) 期日前投票所 与論町役場1階多目的ホール
- (14) 期日前投票期間 令和6年8月21日(水)~8月24日(土)
- (15) 期日前投票所開所時間 8:30~20:00
- (16) 開票所 与論町役場議場
- (17) 開票開始時間 20:00
- (18) 選挙会日時 開票と同時に、開票事務終了後に開催
- (19) 当選証書交付式 令和6年8月26日(月) 10:00より
与論町役場1階多目的ホール

与論町議会議員選挙立候補予定者説明会
— 交付物件一覧表 —

資料番号	枝番号	交付物件名	備 考
①		立候補予定者説明会会次第	
②		与論町議会議員選挙の日程等について	
③		説明会交付物件一覧表	本資料
④		候補者の心得	
⑤		候補者届出書類等一覧表・チェック表	
⑥		候補者に交付する物件一覧表	
⑦		選挙運動費用の制限額について（参考）	
⑧		公営ポスター掲示場設置場所一覧表	
⑨	1	選挙候補者届出書（本人届出）	
	2	選挙候補者届出書（推薦届出）	
	3	候補者推薦届出承諾書	推薦届出の場合のみ
	4	選挙人名簿登録証明書	推薦届出の場合のみ
	5	宣誓書	
	6	履歴書	
	7	通称認定申請書	通称使用希望者のみ
	8	所属党派証明書	無所属の者は不要
	9	選挙事務所設置（異動）届	
	10	選挙事務所設置承諾書	推薦届出の設置の場合
	11	推薦届出者代表者証明書	推薦届出の設置の場合
	12	承諾書	選挙立会人
	13	選挙立会人となるべき者の届出書	
	14	出納責任者（異動）届	
	15	出納責任者職務代行の開始（廃止）届	
	16	届出書	報酬を支給する者の届出
	17	証票交付申請書	
	18	選挙運動のために使用するビラの届出書	
	19	選挙運動のために使用するビラの証紙交付申請書	
	20	個人演説会開催申出書	公営施設使用の場合
21	選挙候補者辞届書		
22	選挙運動費用収支報告書	選挙終了後提出	
⑩	1	選挙運動の公費負担の手引き	
	2	公費負担諸用紙の記載例	
	3	選挙運動の公費負担に係る手続きのご案内	
	4	選挙公営に係る各種届出書等	
⑪		供託手続書類	

与論町議会議員選挙候補者届出書等書類一覧・チェック表

	選挙届出一覧	確認・チェック	数量	備考
1	立候補届出書(本人届出)	<input type="checkbox"/>		※
2	立候補届出書(推薦届出)	<input type="checkbox"/>		★
3	候補者推薦届出承諾書(推薦届出の場合のみ)	<input type="checkbox"/>		★
4	選挙人名簿登録証明書(推薦届出の場合のみ)	<input type="checkbox"/>		★
5	宣誓書	<input type="checkbox"/>		※
6	候補者履歴書	<input type="checkbox"/>	1通	※
7	通称認定申請書と通称の説明資料(通称使用希望者のみ)	<input type="checkbox"/>		☆
8	所属党派証明書(無所属の者は不要)	<input type="checkbox"/>		☆
9	選挙事務所設置(異動)届出	<input type="checkbox"/>		※
10	選挙事務所設置承諾書(推薦届出者の設置の場合)	<input type="checkbox"/>		★
11	推薦届出者代表証明書(選挙事務所設置推薦届出者の場合)	<input type="checkbox"/>		★
12	選挙立会人となるべき者の届出書	<input type="checkbox"/>		☆
13	承諾書(選挙立会人)	<input type="checkbox"/>		☆
14	出納責任者選任(異動)届	<input type="checkbox"/>		※
15	出納責任者職務代行の開始(廃止)届	<input type="checkbox"/>		☆
16	報酬を支給する者の届出書	<input type="checkbox"/>		※
17	証票交付申請書	<input type="checkbox"/>		☆
18	選挙運動のために使用するビラの届出書	<input type="checkbox"/>		☆
19	選挙運動のために使用するビラの証紙交付申請書 ※選挙運動用ビラの見本(1種類につき1枚)	<input type="checkbox"/>		☆
20	個人演説会開催申出書(公営施設使用の場合)	<input type="checkbox"/>		☆
21	立候補辞退届書	<input type="checkbox"/>		☆
22	会計帳簿(選挙終了後提出)	<input type="checkbox"/>		※
23	供託証明書(原本)	<input type="checkbox"/>		※
24	戸籍謄本又は抄本	<input type="checkbox"/>		※
25	選挙ポスター	<input type="checkbox"/>		※

※印は立候補届出の際の必須書類となります。
 ☆印はその事情が生じた場合の必須届出書類となります。
 ★印は推薦による届出の際の書類となります。
 その他、選挙公営を受ける際は別に必要書類を提出してください。

※出納責任者の選任

- ①候補者が自分で出納責任者となる。
 - ②候補者が他の人を出納責任者に選任する。
 - ③推薦届出者が候補者の承諾を得て、自分が出納責任者となる。
 - ④推薦届出者が候補者の承諾を得て、出納責任者を選任する。
- ③④には、候補者の承諾書を提出しなければならない。

○町議会議員選挙における選挙運動費用の制限額について（参考）

選挙運動のために使い得る費用の最高額（法定制限額）は選挙人の数によって変動します。
 具体的には、選挙の期日の告示とともに告示いたしますが、おおよそ次の額を目安としてください。

試算日 令和6年7月23日（火）

（町村の議会議員選挙の場合）

（公職選挙法(以下、「法」)第194条、公職選挙法施行令(以下、「令」)第127条)

法定制限額 = A + 固定額 (90万円)

$$A = \frac{\text{告示日（8月20日）における選挙人名簿登録者総数}}{\text{議員定数（10）}} \times \text{人数割額（1,120円）}$$

【試算例】

$$= \frac{4,210 \text{人}}{10 \text{人(議員定数)}} \times 1,120 \text{円 (人数割額)}$$

(令和6年6月定時登録における選挙人名簿登録者数) (令127)

$$= 471,520 \text{円}$$

そこで法定制限額 = A + 固定額なので

$$\text{法定制限額} = 471,520 \text{円} + 900,000 \text{円}$$

(令127)

$$= \underline{\underline{1,371,520 \text{円}}}$$

※ 上記金額はあくまでも、6月1日基準日の選挙時登録における選挙人名簿登録者数を基に算出した金額ですので、参考までにとどめておいてください。

※ 出納責任者が選挙運動費用の制限額を超過して支出をし、又はさせたときは、出納責任者は処罰され、連座制の適用により、候補者の当選も無効とされ、かつ、連座裁判の確定の日から5年間の立候補制限が科せられることがあります。

【実費弁償及び報酬の額の基準等】

公職選挙法施行令第 129 条 参考

- 1 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給できる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃 鉄道旅行については、路程に応じた旅客運賃により算出した実費額
 - (2) 船賃 水路旅行については、路程に応じた旅客運賃により算出した実費額
 - (3) 車賃 陸路旅行については、路程に応じた実費額
 - (4) 宿泊料 1 夜につき 12, 000 円 (食事料 2 食分を含む。)
 - (5) 弁当料 1 食につき 1, 000 円、1 日につき 3, 000 円
 - (6) 茶菓料 1 日につき 500 円

- 2 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対して支給できる報酬の額
 - (1) 基本日額 10, 000 円以内
 - (2) 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割以内

- 3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対して支給できる実費弁償の額
 - (1) 船賃、車賃 1 の (1)、(2) に掲げる実費額
 - (2) 宿泊料 1 夜につき 10, 000 円 (食事料を除く。)

- 4 選挙運動のために使用する事務員、車上運動員 1 人に対し支給することができる報酬の額
 - (1) 事務員 1 日につき 10, 000 円以内
 - (2) 車上運動員 1 日につき 15, 000 円以内

- 5 選挙運動に従事する者又は選挙運動のために使用する労務者に対し弁当を提供した場合は、その者に支給できる弁当料又は報酬の額は、それぞれ弁当料又は報酬の額から当該提供した弁当の実費に相当する額を差し引いたものとする。

令和6年8月25日執行与論町議会議員選挙
公営ポスター掲示場設置場所一覧表

与 論 町

投票区	設置数	集落名	番 号	設置場所
第1投票区	8	茶 花	1	旧役場庁舎前
		茶 花	2	県道と上田線の交差点
		茶 花	3	茶花小学校校門前
		茶 花	4	与論島製糖株式会社与論事業所の横
		茶 花	5	供利線と源手名線の交差点
		立 長	6	供利線と立長線の交差点
		立 長	7	立長公民館前
		立 長	8	県道と立長線の交差点
第2投票区	8	城	9	石仁バス停留所
		城	10	城集落公民館横
		朝 戸	11	与論小学校校門横
		朝 戸	12	県道と西前浜線十字路
		西 区	13	西区公民館向
		東 区	14	東区十字路
		東 区	15	赤崎線(旧佐藤商店前)
		東 区	16	百合ヶ浜バス停留所横
第3投票区	8	古 里	17	古里十字路(古里公民館横)
		古 里	18	古里バス停留所(県道と皆田線の交差点横)
		那 間	19	県道と寺崎線の交差点十字路
		那 間	20	那間公民館横
		那 間	21	県道と宇勝城線の交差点十字路
		那 間	22	那間小学校校門前
		叶	23	船倉・茶花線と寺崎・朝戸線の交差点叶十字路(町永商店西側)
		叶	24	与論高校校門前
合 計	24			

※ポスター掲示板の材質:ベニヤ製

令和6年8月25日執行

与論町議会議員選挙

**与論町議会議員選挙
立候補に係る各種届出書等**

与論町選挙管理委員会

与論町議会議員 選挙候補者届出書（本人届出）

候補者 (ふりがな)	鹿児島県大島郡与論町大字		番地	性別
	鹿児島県大島郡与論町大字			
住所	鹿児島県大島郡与論町大字		番地	
生年月日	年 月 日	(満 歳)		
党派		職業		
一のウェブサイト等のアドレス	http://			
選挙	令和六年八月二十五日 執行		与論町議会議員 選挙	
添付書類	一 供託証明書 二 宣誓書 三 所属党派（政治団体）証明書 四 戸籍の謄本又は抄本 (五 通称認定申請書（通称使用を希望する場合）)			

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和六年八月二〇日

氏名

印

与論町議会議員 選挙選挙長 港 沢勝 殿

与論町議会議員選挙候補者届出書(本人届出)

ふりがな	よろん たろう		性別	男
候補者氏名	与論 太郎			
本籍	鹿児島県大島郡与論町大字〇〇番地			
住所	鹿児島県大島郡与論町大字〇〇番地			
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日			(満〇〇歳)
党派	(党名) 又は(無所属)	職	業	
一のウェブサイト等のアドレス				
選挙	令和六年八月二十五日	執行	与論町議会議員選挙	
添付書類	一 供託証明書 二 宣誓書 三 所属党派証明書 四 戸籍の謄本又は抄本 (五) 通称認定申請書			

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和六年八月二〇日

与論町議会議員選挙選挙長 港 沢勝

与論 太郎 印

備考 1 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。 2 法第八十六条の第四項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。 3 令第八十九条第四項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称) 何々」と記載しなければならない。 4 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載しなければならない。 十二条に規定する関係にある

与論町議会議員 選挙候補者届出書（推薦届出）

添付書類	選挙	一のウェブサイト等のアドレス	党派	生年月日	住所	本籍	候補者	(ふりがな)
		http://						
一 候補者の承諾書 二 選挙人名簿登録証明書 三 供託証明書 四 宣誓書 五 所属党派（政治団体）証明書 六 戸籍の謄本又は抄本 七 通称認定申請書（通称使用を希望する場合）		令和六年八月二十五日 執行						
		与論町議会議員						
		選挙						

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和六年八月二〇日

氏名

印

与論町議会議員

選挙選挙長

港 沢勝

殿

与論町議会議員選挙候補者届出書（推薦届出）

ふりがな	やまだ たろう		性別	男
候補者氏名	山田太郎			
本籍	鹿児島県大島郡与論町大字〇〇番地			
住所	鹿児島県大島郡与論町大字〇〇番地			
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	(満〇〇歳)		
党派	無所属	職業	農業	
選挙	令和六年八月二十五日	執行	与論町議会議員選挙	
添付書類	一 候補者の承諾書 二 選挙人名簿登録証明書 三 供託証明書 四 宣誓書 五 所属党派証明書 六 戸籍の謄本又は抄本 (七 通称認定申請書)			

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和六年八月二〇日

推薦届出者

住所

鹿児島県大島郡与論町大字

番地

与論町議会議員選挙選挙長

港 沢勝 殿

大島二郎
昭和 年 月 日生
印

備考 「生年月日」欄、「党派」欄及び「職業」欄の記載については、三十八項の様式に準ずる。

候補者推薦届出承諾書

令和六年八月二十五日執行の与論町議会議員選挙における候補者となることを承諾します。

令和六年 月 日

住所

鹿児島県大島郡与論町大字

番地

氏名

印

推薦届出者

殿

選挙人名簿登録証明書

氏名

住所 鹿児島県大島郡与論町大字

番地

右の者は、本町において令和六年八月十九日現在における選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和六年 月 日

鹿児島県大島郡与論町大字茶花一四一八番地一

与論町選挙管理委員会委員長 港 沢勝 印

宣 誓 書

私は、公職選挙法第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により、令和六年八月二十五日執行の与論町議会議員選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和 六 年 月 日

住 所 鹿児島県大島郡与論町大字 番地

氏 名 印

履 歴 書

本 籍 地

現 住 所

鹿児島県大島郡与論町大字

番地

氏 名

明治

大正 年 月 日 生

昭和

平成

1 学 歴

年号	年 月 日	記 事
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

2 職 歴

年号	年 月 日	記 事
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

3 賞 罰

年号	年 月 日	記 事
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名

印

通称認定申請書

候補者氏名

呼称

令和六年八月二十五日執行の与論町議会議員選挙において、公職選挙法施行令第八十九条第五項において準用する第八十八条第八項の規定により右の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和六年 月 日

住所 鹿児島県大島郡与論町大字

番地

氏名

印

与論町議会議員選挙選挙長 港 沢勝 殿

所属党派証明書

氏名

住所 鹿児島県大島郡与論町大字

番地

右の者は、本政党（政治団体）に所属する者であることを証明する。

令和六年 月 日

党（政治団体名）

代表者

印

年 月 日

与論町選挙管理委員会
委員長 港 沢勝 殿

候補者（推薦届出者）

氏 名 ㊟

選挙事務所設置（異動）届

令和6年8月25日執行の与論町議会議員選挙における選挙事務所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第130条第3項の規定により、下記により設置（異動）しましたから届出します。

1	候補者の氏名	
2	事務所の所在地	与論町大字 番地
		連絡電話番号 番
3	設置（異動）年月日	

選挙事務所設置承諾書

推薦届出者（推薦届出者代表者）

右の者が選挙事務所設置届記載のとおり選挙事務所を設置することを承諾します。

令和 年 月 日

与論町議会議員選挙候補者

印

推薦届出者代表者証明書

右の者は、与論町議会議員選挙立候補者
します。

の推薦届出者の代表であることを証明

令和 年 月 日

推薦届出

承 諾 書

令和六年八月二十五日執行の与論町議会議員選挙における選挙立会人となるべきことを承諾
します。

令和六年 月 日

住 所 鹿児島県大島郡与論町

番地

氏 名

印

候 補 者

殿

選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所 鹿児島県大島郡与論町

番地

氏名

年 月 日生

令和 六年 八月 二十五 日執行 与論町議会議員選挙

立会いすべき選挙区 与論町

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 六年 月 日

与論町議会議員選挙候補者

党派

氏名

与論町議会議員選挙選挙長 港 沢勝 殿

印

与論町選挙管理委員会 委員長 港 沢勝 殿	
責任者 住 所 氏 名 電 話	番地 ㊟ 番
出 納 責 任 者 (異 動) 届	
令和6年8月25日執行の与論町議会議員選挙における候補者 の出納 責任者を次のとおり選任（異動）しましたから届出ます。	
氏 名	
住 所	鹿児島県大島郡与論町大字
職 業	
生 年 月 日	年 月 日
選任（異動）月日	年 月 日

- 備考 1 推せん届出者が届出るときは、出納責任者の選任（解任）について候補者の承諾書を添えなければならない。又、この場合に、推せん届出者が数人あるときは、あわせて代表者証明書を添えなければならない。
- 2 出納責任者の異動が解任または辞任による場合は候補者または推せん届出者の解任若しくは辞任の通知のあつたことを証するにたる書面を添えなければならない。

年 月 日

与論町選挙管理委員会
 委員長 港 沢勝 殿

候補者（候補者何某推薦届出者）
 氏 名 ㊟

出納責任者職務代行の開始（廃止）届

上記のことについて、次のとおり届け出ます。

選 挙 の 種 類	令和6年8月25日執行 与論町議会議員選挙	
候 補 者 の 氏 名		
出 納 責 任 者 の 氏 名		
出納責任者の事故または欠けたこと の事実（職務代行の廃止の事由）		
職務代行者	氏 名	
	住 所	
	職 業	
	生 年 月 日	
職務代行開始（廃止年月日）		

備考 第13号様式の備考を準用する。

年 月 日

与論町選挙管理委員会
委員長 港 沢勝 殿

候補者等氏名 ⑩
住 所 番地
電 話 番 号 () 番
職 業
該 当 選 挙 名

証 票 交 付 申 請 書

公職選挙法施行令第110条の5第4項の規定による証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 証票の交付申請枚数 枚

2 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地及び立札看板の類の枚数等

事 務 所 の 所 在 地	立札及び看板の類の枚数	立札及び看板の類の記載内容	備 考
与論町大字 番地 電話 () 番	枚		
与論町大字 番地 電話 () 番	枚		
与論町大字 番地 電話 () 番	枚		
与論町大字 番地 電話 () 番	枚		

第7号の2様式（第11条の2関係）

年 月 日

与論町選挙管理委員会
委員長 港 沢勝 殿

選挙名 与論町議会議員選挙

候補者 住 所 鹿児島県大島郡与論町大字 番地

氏 名 ㊞

選挙運動のために使用するビラの届出書

公職選挙法第142条第1項第7号の規定により発行するビラは、下記のとおりでありますので届出ます。

記

- 1 ビラの記号
- 2 ビラの頒布予定枚数（証紙交付希望数） 枚
- 3 ビラの添付
- 4 ビラの頒布責任者
住 所 鹿児島県大島郡与論町大字 番地
氏 名
- 5 ビラの印刷者
住 所
氏 名（法人の場合名称） 印刷

第7号の3様式（第11条の2関係）

年 月 日

与論町選挙管理委員会
委員長 港 沢勝 殿

選挙名
候補者 住 所
氏 名 ⑩

選挙運動のために使用するビラの証紙交付申請書

公職選挙法第142条第1項第7号の規定により発行するビラの証紙を交付くださるよう申請いたします。

記

- 1 ビラの頒布予定枚数（証紙交付希望数）
- 2 ビラの添付
- 3 ビラの頒布責任者
住 所
氏 名
- 4 ビラの印刷者
住 所
氏 名（法人の場合名称）

個人演説会開催申出書

令和 年 月 日

与論町選挙管理委員会委員長 殿

与論町議会議員選挙候補者氏名

印

住所 鹿児島県大島郡与論町大字

番地

連絡先 鹿児島県大島郡与論町大字

番地

電話

公職選挙法第百六十三条の規定により、次のとおり公営施設を使用して個人演説会を開催したいので申し出ます。

その他の事項	施設名称		開催日時	候補者氏名
	所在地			
			令和 年 月 日 時 分から 時 分まで	受付 月 日 時 分 無料・有料

与論町議会議員選挙候補者辞退届出書

候補者

事由

右のとおり令和六年八月二十五日執行の与論町議会議員選挙において候補者たることを辞する旨の届出をします。

令和六年 月 日

与論町議会議員選挙 候補者

印

与論町議会議員選挙選挙長 港 沢勝 殿

月 日	金額又は見積額	種 別	寄付をした者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円						
計	寄 付						
	その他の収入						
	計						
前回計	寄 付						
	その他の収入						
	計						
総額	寄 付						
	その他の収入						
	計						
参 考							

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円							
計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計							
前回計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計							
総額	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計							
支出のうち 公費負担 相当額	項 目			単価(A)	枚数(B)	金額(A) × (B) = (C)		
	ビラの作成			円	枚	円		
	ポスターの作成			円	枚	円		
	計					円		

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

年 月 日

出納責任者 住 所

氏 名

印

備 考

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄付については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載して差し支えない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るものをいう。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については前記会計帳簿の様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。

備考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載する。
- 2 この帳簿には、(一)立候補準備のために支出した費用(二)選挙運動のために支出した費用の二科目を設け(又は各々分冊して)記載し、「支出した者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出別を明記する。
- 3 この帳簿の各科目には、(一)人件費(二)家屋費(イ)選挙事務書費(ロ)集会会場費等(三)通信費(四)交通費(五)印刷費(六)広告費(七)文具費(八)食料費(九)休泊費(十)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは「金銭以外の支出」の欄に時価に見積もった金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 7 支出のうち、金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 選挙運動に係る公費負担対象支出(選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るもの)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 9 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

様式第4

会計帳簿(収入簿) (記載例)

(収入簿)

月 日	金額又は見積額	種別	寄付をした者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
○月○日	300,000 円	その他の収入					自己資金
○月○日	200,000 円						借入金
○月○日	30,000 円	寄附	大島郡 番地	与論 太郎	商業		
合 計	530,000 円						

備考

- この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
- 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載するものとする。

様式第4

会計帳簿(支出簿) (記載例)

(支出簿) (一) 立候補準備のために支出した費用										
月 日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計		住所又主たる事務所 所の所在地	氏名又は団体名	職業			
○月○日		20,000 円	20,000 円	事務所の借り上げ	与論町 番地	与論太郎	商業	無料借り上げ ○ 日間50㎡1室	候補者	
○月○日	2,000 円		2,000 円	ノート5冊、ボール ペン10本、マジック 3本	与論町 番地	〇〇文具店	文具商		出納責任者	
合計	2,000 円	20,000 円	22,000 円							

(支出簿) (二) 選挙運動のために支出した費用										
月 日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計		住所又主たる事務所 所の所在地	氏名又は団体名	職業			
○月○日		20,000 円	20,000 円	人件費	与論町 番地	与論太郎	農業	無償労務従事 ○ 月○日、○月○日 2日間	出納責任者	
○月○日	1,600 円		1,600 円	切手代 20枚	与論町 番地	〇〇郵便局			〇〇事務所	
合計	1,600 円	20,000 円	21,600 円							

備考

- この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載する。
- この帳簿には、(一)立候補準備のために支出した費用 (二)選挙運動のために支出した費用の二科目を設け(又は各々分冊して)記載し、「支出した者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出別を明記する。
- この帳簿の各科目には、(一)人件費 (二)家屋費 ((イ)選挙事務書費 (ロ)集会会場費等) (三)通信費 (四)交通費 (五)印刷費 (六)広告費 (七)文具費 (八)食料費 (九)休泊費 (十)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは「金銭以外の支出」の欄に時価に見積もった金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出とは、別行に記載するものとする。
- 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 支出のうち、金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 選挙運動に係る公費負担対象支出(選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るもの)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。